

ごみ・資源物分け方出し方ポスター

- ごみの減量、資源化を心がけましょう。
- 月により、出す日が変わることがあります。カレンダーでご確認ください。
- 一回につき袋5個を超える場合は、ごみステーションには出さないでクリーンセンターへ持ち込んでください。
- ごみステーションはみんなで維持管理しています。責任をもってきれいにつかいましょう。
- 決められた曜日に **必ず朝8時30分** までに出しましょう。
- 複数のごみを出す日は、収集時間が異なります。

[illegible]

事業所・商店・飲食店のごみについて

※産業廃棄物（事業活動によって出た廃棄物で法で定められたもの）は、市では処理できませんので、処理業者にご相談ください。

※事業系一般廃棄物のうち「**もやせるごみ**」は、ステーションに2個まで出せます。（地元区長、環境推進委員と協議してください。ごみ当番もお願いします。）それ以上出る場合は、許可業者に収集委託するか、自分でクリーンセンターへ持ち込んでください（有料）。分別ルールは一般と同様で、もやせるごみは必ず指定袋に入れてください。また、多量のごみは受け入れできない場合があります。

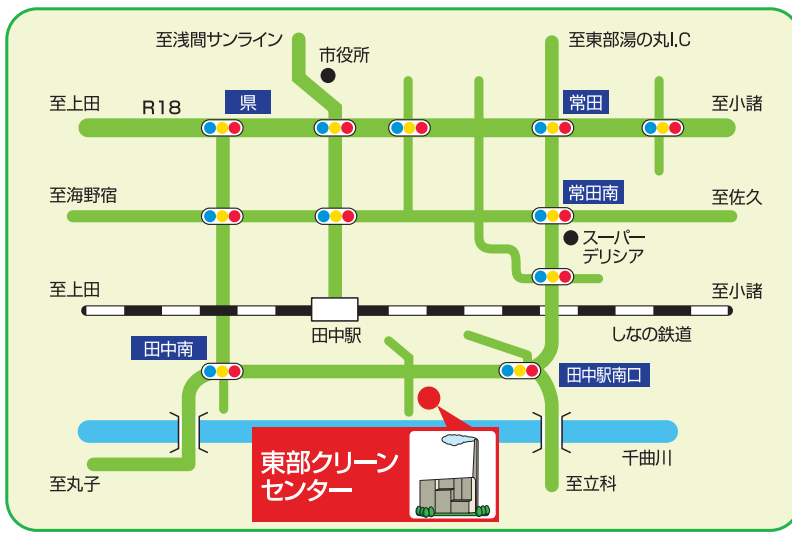
※「**事業系生ごみ**」は、生ごみリサイクル施設へ持ち込んでください。（ごみステーションへは出せません。）

※事業系紙ごみの処理は、処理業者にご相談ください。

■市内産業廃棄物処理業者／ ☎62-1717

●機サイト ☎63-6701 ☎63-6701 ☎62-0235

事業系生ごみ 30ℓ（10枚入り） 350円



生ごみ処理機器等の市補助金制度

市では、家庭から出る生ごみの減量を図るため、生ごみ処理機器の購入費用の一部を補助しています。

補助額／コンポスト容器・水切り容器1基につき、購入金額（消費税を含む）の10分の8以内（百円未満切り捨て）補助限度額3,000円、電動式処理機器は1基につき、購入金額の2分の1以内（千円未満切り捨て）補助限度額300円（千円未満）です。予算の範囲内となります。

申 請／領収書の写し、パシポネット等（仕様かわかるもの）、設置後の写真（電動式等）の添付、印鑑、振込口座（通帳）が必要です。

受 付／生活環境課 環境対策係
東部クリーンセンター（クリーンサイクル係）

●問い合わせ
クリーンリサイクル係 ☎63-6814

ご注意

家電リサイクル法により、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、及びパソコン（本体、ディスプレイ等）は、**クリーンセンターでは受け入れが出来ません**。また、分解しないでください。

販売店または処理業者にご相談ください。その他詳細はクリーンセンターへお問い合わせください。

※注射器、注射針、点滴用チューブなどの在宅医療器具を廃棄する場合は、医療機関へご相談ください。

●分け方出し方ポスターは毎年更新されます。
最新のポスター・五十音別表をご確認ください。

常田区・田中区、栃津地区(全区)、和地区(全区)用

**上田地域
広域連合**

東部クリーンセンター

☎ 63-68
(土・日・祝日・年末年始休み)

東御市生活環境課クリーンリサイクル係
ごみ持ち込み受付 午前9時～12時、午後1時～3時